

独立行政法人国立美術館美術作品等借用規則

制定 平成13年4月2日

国立美術館規則第 16号

[一部改正：平成18年6月30日改正 国立美術館規則第57号]

[一部改正：平成19年11月9日改正 国立美術館規則第11号]

(趣 旨)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が設置する美術館（以下「各館」という。）が陳列，研究又は調査のため，所有者から美術作品又は資料（以下「美術作品等」という。）を借用する場合は，この規則の定めるところによる。

(借用の権限等)

第2条 前条に定める借用の権限は国立美術館理事長（以下「理事長」という。）が有する。

- 2 理事長は，各館の館長（以下「各館長」という。）に前項の権限を委任する。
- 3 この規則に基づく美術作品等の借用に関し，各館において必要な事項は各館長が別に定める。
- 4 各館長は，前項の定めをしたときは，すみやかに理事長あて報告するものとする。
- 5 理事長は，必要があると認めるときは美術作品等の借用状況等の報告を求めることができる。

(借用作品の管理等)

第3条 美術作品等の借用に伴う経費は，各館が負担する。

- 2 借用した美術作品等の保管については，各館がすべての責任を負うものとする。美術作品の亡失又は損傷等の事故があった場合の補償も同様とする。
- 3 借用した美術作品等の亡失又は損傷等の事故があったときは，各館長は直ちに理事長に報告するとともに理事長と緊密に連絡をとり，適切な処置を行なわなければならない。

(その他)

第4条 この規則の実施に関し，必要な調整は事務局長が行う。

附 則

この規程は，平成13年4月2日から施行し，平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成19年11月9日から施行し，平成19年8月1日から適用する。